

指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化について

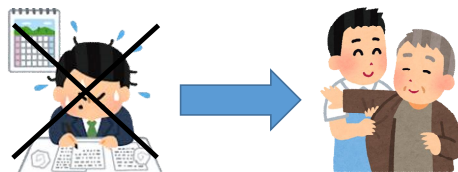
令和 6 年10月 石岡市福祉部介護保険課

1

お知らせの背景

厚労省は、介護サービス事業者の文書提出に関する**負担軽減**を目指しています。

このため、石岡市が指定する事業者の負担軽減につながる情報をお知らせします。



2

負担軽減の取り組み

- ①指定申請等の様式が全国統一に
- ②自治体独自の「ローカルルール」の解消
- ③「電子申請・届出システム」の運用開始

3

負担軽減の取り組み

- ①**指定申請等の様式が全国統一に**
必要な様式は石岡市ホームページに掲載しています。

ホーム>各種書式・申請書ダウンロード>医療・福祉>介護保険
関係（介護保険事業者向け申請書）

https://www.city.ishioka.lg.jp/kakushuyoshiki_download/iryo_fukushi/page000548.html

4

負担軽減の取り組み

②自治体独自の「ローカルルール」の解消

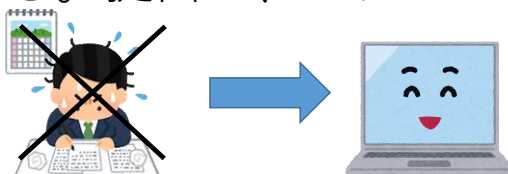
「指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン」にもとづき、省略できる書類や、今まで慣例的に求めていた文書提出をやめます。

5

負担軽減の取り組み

③「電子申請・届出システム」の運用開始

必要事項は**ウェブ上で入力**ができるので記入が簡単に。**入力もれチェック**機能もあるので安心。提出は、ボタン1つで完了。



6

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P25

①運営規程等に記載する従業員の員数

「〇人以上」と記載して差し支えない。また、実人数を記載する場合でも、指定基準・加算算定基準を満たしていれば変更届は1年に1回の一定の時期で良い。

※茨城県ではR5まで「毎年10月の第2金曜日までに提出」となっていたので、石岡市でもこの時期を標準とします。

7

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P13

②従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

必要項目を満たしていれば、各事業所で使用する**シフト表**等の提出により代替できます。

8

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P18-19

③更新申請時に省略できる書類

以前の提出内容から変更がない場合には、**最大10種類**の書類提出を**省略**できます。

【石岡市ホームページ】

地域密着・居宅→https://www.city.ishioka.lg.jp/data/doc/1712369711_doc_76_0.zip

総合事業→https://www.city.ishioka.lg.jp/data/doc/1712369715_doc_76_0.zip

9

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P22

④指定有効期間の弾力的な運用

同一事業所で複数のサービスの指定を受けており、それぞれの指定有効期間が異なっている場合に、その**有効期間を併せて更新することが可能**です。



【例】法人〇〇の

A地域密着型通所介護 R1.5.1～R7.4.30

A通所型サービス R3.8.1～R9.7.31

R7.4月に両方とも更新
(地域密着に合わせる)

↓
どちらも R7.5.1 ～R14.4.30

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P12

⑤同じ事業所が介護サービスと**介護予防サービス**の指定を受ける場合

既に市へ提出している事項について変更がない場合には、その書類提出を**省略**できます。

11

その書類、省略できるかも！

出典：指定申請等に係る提出文書の簡素化・標準化ガイドライン
P10

⑥施設・設備・備品等の写真

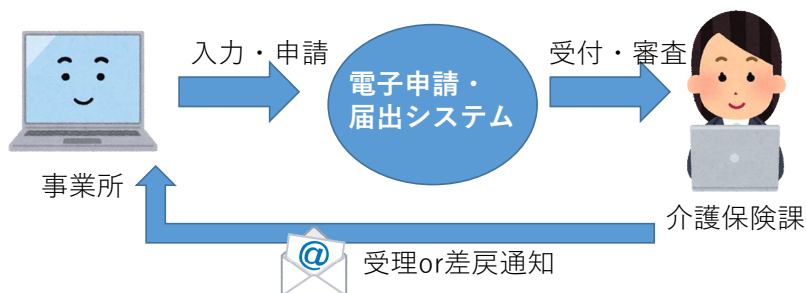
新規指定・事業所移転等の際は、現地訪問をするため、原則として**写真の提出は不要**です。



12

電子申請・届出システム

石岡市では**令和 7 年 4 月 1 日**から、電子申請・届出システムによる指定申請（介護給付費算定届出も含む）の受付を開始します。



13

電子申請・届出システム

電子申請・届出システムの概要については

- <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>
- https://www.youtube.com/watch?v=g52Zja_pPwI

↑ Youtubeです。申請のイメージは10：05～21：32の10分間

令和 6 年秋ごろから、市からも事業所へ電子申請・届出システムの利用方法について**順次お知らせ**していきます。

14

問合せ先

事業所の指定・変更の届出
給付費算定の届出 については・・・

石岡市介護保険課 施設・給付担当
0299-23-7327（直通）
kaigo@city.ishioka.lg.jp